

様

しみんふくし滋賀
福祉用具事業所

福祉用具販売
(介護予防福祉用具販売)
重要事項説明書

年 月 日

社会福祉法人 しみんふくし滋賀

しみんふくし滋賀 福祉用具事業所

□ 特定福祉用具販売 重要事項説明書
□ 特定介護予防福祉用具販売 重要事項説明書
<2026年02月現在>

1. 事業の目的

社会福祉法人しみんふくし滋賀が開設する、しみんふくし滋賀福祉用具事業所が行なう指定特定(介護予防)福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護(要支援)状態にある利用者に対し、適正な特定(介護予防)福祉用具販売を提供することを目的とします。

2. 運営の方針

- (1) しみんふくし滋賀福祉用具事業所の従業者は、要介護(要支援)者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な特定(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行ない、特定(介護予防)福祉用具の販売を行なうものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

3. 当事業所が提供する特定(介護予防)福祉用具販売についての相談窓口および営業日等

連絡先	TEL;077-526-7618 FAX;077-523-0108
営業日	月曜日～金曜日 ただし、窓口業務は土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休み
営業時間	午前9時～午後5時30分
担当	
その他	ご不明な点は、何でもお尋ねください。

4. 当事業所の概要

(1) 当事業所の指定番号および通常の事業実施地域

事業所名	しみんふくし滋賀福祉用具事業所
所在地	〒520-0014 滋賀県大津市柳川二丁目 11-25
指定事業所番号	2570104766
通常の事業の実施地域	滋賀県全域・京都市

(2) 当事業所の従業員

管理者	1名
福祉用具専門相談員	2名以上(常勤換算方法による)

5. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 しみんふくし滋賀
代表者役職・氏名	理事長 成瀬 和子
法人所在地	滋賀県近江八幡市永原町上 12
連絡先	TEL:0748-31-3058 FAX:0748-36-5078
事業内容	<介護保険事業> 居宅介護支援事業、訪問介護事業、 福祉用具事業、小規模多機能型居宅介護事業、 認知症対応型共同生活介護事業 認知症対応型通所介護事業 (地域密着型)通所介護事業 <障害者自立支援事業> 居宅介護事業、重度訪問介護事業 <その他事業> ホームヘルプサービス事業(保険適用外訪問介護)、 保育事業、その他

6. サービスの内容等

(1) サービスの内容は以下のとおりです。

- ① 相談受付
- ② 居宅介護(介護予防)支援事業者(介護支援専門員)との連絡調整
- ③ (介護予防)福祉用具販売計画の作成
- ④ 特定(介護予防)福祉用具の選定および援助
- ⑤ 特定(介護予防)福祉用具販売商品の納品
- ⑥ 特定(介護予防)福祉用具販売商品の調整、説明、確認
- ⑦ アフターサービスと使用状況の確認

(2) (介護予防)福祉用具販売計画の作成

居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の内容に沿って(介護予防)福祉用具販売計画を作成し、利用者または家族に同意を得た上で(介護予防)福祉用具販売計画を交付します。

(3)取り扱う福祉用具

1. 特定福祉用具(販売)の対象種目

しみんふくし滋賀福祉用具事業所が販売を行う特定福祉用具(特定介護予防福祉用具)の種目は以下の6種類です。

- ① 腰掛便座(ポータブルトイレ、和式便器の上に置いて使用する便座等)
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品(専用レシーバー、チューブ、タンク等)
- ③ 排泄予測支援機器(膀胱内の状態を検知し排泄のタイミングを通知する機器)
- ④ 入浴補助用具(シャワーチェア、浴槽内いす、浴槽用手すり、入浴台等)
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具部分

2. 選択制指定福祉用具(販売または貸与の選択)

2024年4月の制度改正に基づき、以下の種目については、利用者の希望や身体状況に合わせて「購入(販売)」または「レンタル(貸与)」のいずれかを選択することが可能です。

- ① 固定用スロープ(工事を伴わないもの)
- ② 歩行器(歩行車、固定型歩行器等)
- ③ 歩行補助つえ(松葉杖、多点杖等)
- ④ 単点杖(松葉杖を除く)

7. 販売商品の価格

(1) 介護保険の適用がある場合には、利用者が社会福祉法人しみんふくし滋賀に対して支払う販売価格のうち、その価格から利用者負担額を控除した金額が償還払いとなるものとします。ただし、大津市では、受領委任払い(社会福祉法人しみんふくし滋賀が販売代金の9割、8割又は7割を利用者の代わりに市区町から受取る)の方法により、支払うことができる場合があります。

(2) 利用者が、社会福祉法人しみんふくし滋賀に対して(介護予防)福祉用具販売に係る費用(以下、「販売代金」とします。)をお支払いいただいた場合には、社会福祉法人しみんふくし滋賀は利用者に対して当事業者の名称、提供した(介護予防)福祉用具販売の種目、品目の名称、費用の額、その他必要と認められる事項を記載した証明書、領収書および当該(介護予防)福祉用具のパフレット、その他の当該(介護予防)福祉用具の概要を記載した書面を交付するものとします。

注)1 利用者が、社会福祉法人しみんふくし滋賀に対して償還払いにより、販売代金を全額支払った場合には、原則として、後日領収書およびサービス提供証明書を利用者の保険者の窓口にて提示して承認された後、利用者には利用者負担額を控除した金額が払い戻されます。

注)2 特定(介護予防)福祉用具の購入費用の介護保険による支給の年度基準額は、同一年度内で 10 万円(消費税込み)となります。

注)3 同一年度内に一度、特定(介護予防)福祉用具購入費が支給されると、それ以降同一种目の特定(介護予防)福祉用具については、特定(介護予防)福祉用具購入費は支給されません。ただし、既に購入した特定(介護予防)福祉用具が破損した場合または要介護者もしくは要支援者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特殊な事情がある場合であって、市区町が必要と認める場合には、同一种目であっても特定(介護予防)福祉用具購入費は支給されます。

8. 販売商品の納品

- (1) 当事業所は、販売商品を利用者に引渡すにあたって、販売商品の作動具合および利用者への適合状況を確認するものとします。
- (2) 当事業所は、販売商品を利用者に引渡すにあたって、利用者または家族に対して販売商品の使用方法、使用上の注意事項、故障時の対応等を説明し、原則として取扱説明書を交付するものとします。

9. 納品等に係る費用

① サービス従事者がサービス提供を行なうために利用者宅にお伺いするための交通費

- 通常の事業実施地域内 無料
- 通常の事業実施地域外 30 円/1Km

サービス実施地域外にお住まいの利用者については、従業者がサービスを提供するため利用者宅を訪問する際にかかるサービス実施地域を越える地点から目的地までの区間における往復の自動車使用時の経費(30 円/1Km 消費税込み)、有料道路代、通行料。

以下の場合には利用者に説明し、了解を頂いた上で納品にかかった費用および交通費を別途お支払いいただく場合があります。

- ① 納品の際に特別な作業や処置が必要な場合における当該処置の費用。
- ② サービス従事者がサービスを提供するため、利用者宅を訪問する場合に、自動車をやむを得ず有料駐車場に駐車する場合の駐車代金。

10. 利用料等の支払い

支払い時期は、当事業所従業者が販売商品を納入した日にお支払いいただきます。

11. 贈与の受け取りの禁止

従業者には利用者およびその家族から金銭及び物品等の贈与の受け取りを禁止しています。予めご了承ください。

12. 秘密保持と個人情報の保護

① 秘密の保持

事業者及び事業所の従業者であるものは、(介護予防)福祉用具販売を提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約が終了した後も同様です。

② 個人情報の保護

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者および利用者の家族の個人情報を用いません。また、事業者は利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

販売商品を利用者の居宅等に搬入または搬出するため、第三者に販売商品の搬入または搬出を委託する場合においても、個人情報等の漏洩の防止に努めます。

13. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

- 加入損害賠償責任保険 ビジサポ(統合賠償責任保険)

14. サービスに関する相談・苦情等

(1)当事業所への相談・苦情

- 福祉用具に関するご相談・苦情等を承ります。

事業所名	しみんふくし滋賀 福祉用具事業所
相談時間	平日 月～金曜日 午前9時～午後5時30分
休業日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
担当者	鈴木 圭三
所在地	大津市柳川二丁目 11-25
連絡先	TEL;077-526-7618 FAX;077-523-0108

(2)その他

- 利用者の保険者である市町および各府県の国民健康保険団体連合会にも相談・苦情等を申し出ることができます。

保険者	連絡先
大津市介護保険課	077-528-2753
野洲市高齢福祉課	077-587-6074
守山市介護保険課	077-582-1127
草津市介護保険課	077-561-2369
栗東市長寿福祉課	077-551-0281
近江八幡市介護保険課	0748-33-3511
湖南市高齢福祉課	0748-71-2356

高島市長寿介護課	0740-25-8029
京都市介護ケア推進課	075-213-5871
滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9011

(その他の市町については、事業所にお問い合わせください。)

15. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者の保険者である市町および当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護(介護予防)支援事業者等に対して連絡等の必要な措置を講じます。

16. 利用者の人権擁護と虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

17. 非常災害発生時の対応

非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行なう体制を構築するよう努める。

18. 暴力団の排除

- (1) 当法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。)であってはならない。
- (2) 当事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

19. サービス提供の記録

- (1) 事業者は、特定(介護予防)福祉用具販売の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- (2) 利用者は、事業者の営業時間内にその事業において、当該利用者に関する第1項の記録を閲覧できます。
- (3) 利用者は、当該利用者に関する第1項の記録の複写物の交付を受けることができます。利用者が当該利用者に関するサービス提供記録等の複写物の交付を受ける場合は1枚あたり10円を徴収します。

20. 第三者評価の実施状況

評価日	評価機関	評価結果の開示状況
—	—	—

※この重要事項説明書は、大切に保管してください。

確認書

_____年 月 日

特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)の提供にあたり、本人に対し重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業所名 しみんふくし滋賀 福祉用具事業所
所在地 滋賀県大津市柳川二丁目 11-25
指定事業所番号 2570104766
指 定 滋賀県

事業者名 社会福祉法人しみんふくし滋賀
所在地 滋賀県近江八幡市永原町上 12

説明者 _____

私は、事業者から特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)についての重要事項の説明を受け、重要事項説明書の交付を受けました。

本人住所 _____

本人氏名 _____

※代理人はこの重要事項説明書の交付を受けることについて代理する

代理人住所 _____

代理人氏名 _____